

令和8年度 真穴小学校いじめ防止基本方針

八幡浜市立真穴小学校

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法 第2条）

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 基本的認識

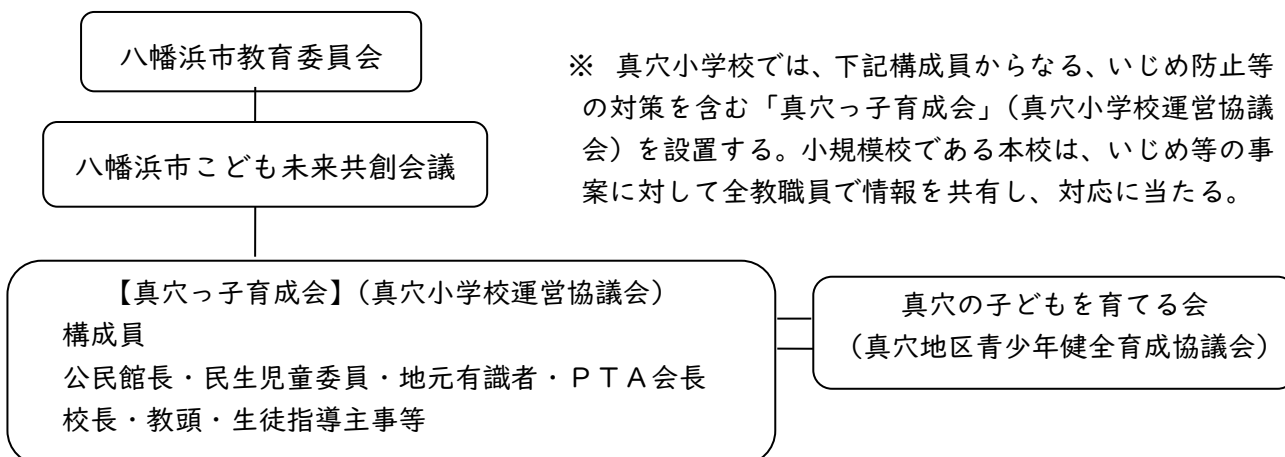
上記の考えを受け、本校では全ての教職員が、いじめは「どの学校でもどの子にも起こり得る」「見えにくくなる・再発する特質がある」問題であることを十分に認識し、いじめ防止のための基本的認識として以下の5つのポイントを挙げる。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識を持つとともに、児童自身の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。同時に当事者として問題を解決しようとする意識や、相手の立場に立ち、他者をより深く理解していこうとする意識を高め育てる。
- (2) いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であることを強く認識し、教職員の人権感覚を高める。
- (4) いじめを早期発見し、適切な解決策を講じていくために、機能的な指導体制を構築し、点検整備していく。
- (5) 保育所・中学校との連携、家庭・地域・関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に真剣に対応する。

II 推進体制

1 各組織との連携

真穴っ子育成会は、学期に1回（年3回）実施する。また、臨時に開催する場合もある。



2 職務別の役割

《校長》

- 教育計画の中に、いじめ問題への対応を位置付け、その基本的な考え方を教職員や保護者に明示する。
- 集会等を通して、直接児童への指導に当たるとともに、保護者や地域への啓発活動に指導的役割を果たす。

《教頭》

- 学校運営全体の立場から、教職員に指導助言をする。
- 真穴っ子育て会の事務局として、その企画・運営に当たるとともに、地域への啓発活動を行う。

《教務主任》

- 情報交換が適宜行われるように情報交換会を設定するとともに、教育相談などの時間確保に努める。

《研修主任》

- いじめ問題に関する基本的認識等、教職員の共通理解を図るための研修計画を企画・立案する。

《生徒指導主事》

- いじめの早期発見やその対応について、連絡調整及び指導助言を行うとともに、児童の理解に努め、相談・支援に当たる。

《学級担任》

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- 児童一人一人の理解に努め、困難な条件を持った児童や阻害されやすい児童を中心に据えた学級経営に努める。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめに加担していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- 学級担任の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《人権・同和教育主任》

- 人権尊重や命の尊さに関する指導の中心的役割を果たすとともに、人権に関する集会を企画・立案する。

《児童会担当》

- ボランティア活動をはじめ、共に考え、行動する喜びを味わわせる。

《養護教諭・保健主事》

- 学級担任、家庭、学校医との連携を図り、児童の身体的・精神的状況の把握に努める。
- 児童の心理的な問題や悩みの相談・支援に当たるとともに、保健室で得られた情報を全職員に提供する。

Ⅲ いじめの防止

Ⅰ 「真穴の子どもを育てる会」の活動への参加

- さわやかあいさつ運動を通して、明るい挨拶の定着を図る。
- 地域行事に積極的に参加し、地域を愛し地域に貢献する心の育成を図る。
- 親子ふれあい活動として、11月をお手伝い月間とし、勤労を尊び、家族に感謝する気持ちを育む。

2 いじめ問題・不登校対策年間計画 (部分は年間通しての活動)

		校 内 対 策	校 外 対 策
		実態把握、定期教育相談、校内研修内容 児童生徒の活動、PTA活動、講演会等	地域社会との連携、小・中連携 諸団体との連携等
一 学 期	4 月	・登下校指導(毎日) ・あいさつ運動 ・生徒指導事例研修・いじめ対策確認(職員会) ・PTA 参観日(学級 PTA) ・家庭調査票	・児童・生徒をまもり育てる日(年3回) ・学警連 ・交通安全教室(全校) ・公民館運営審議会(情報交換)
	5 月	・家庭訪問 ・情報交換「家庭訪問から・1学期の取組」 ・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・「やわたはま 元気ノート」の活用	・ふれあい推進委員会 ・教育支援室定期訪問(5月～7月の間) ・真穴地区人権教育研修会
	6 月	・生徒指導事例研修(職員会) ・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・真穴っ子育成会(真穴小学校運営協議会) ・意識調査「家庭で気になることアンケート」 ・真穴っ子集会	・地域参観日・地引き綱交流会 ・育てる会あいさつ運動
	7 月	・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・保護者との個人懇談 ・生徒指導事例研修(職員会)	・児童・生徒をまもり育てる日 ・地区別懇談会 ・夏休み夜間補導(地域補導員による)
	8 月	・配慮を要する児童への手立て(電話・家庭訪問) ・生徒指導事例研修「2学期の取組」(職員会)	・夏休み夜間補導
二 学 期	9 月	・校内研修(配慮を要する児童について) ・生活調査「夏季休業中の校外生活」 ・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・生徒指導事例研修(職員会)	
	10 月	・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・生徒指導事例研修(職員会) ・真穴っ子育成会(真穴小学校運営協議会) ・人権教育参観日	・教育支援室定期訪問(9月～11月の間) ・いじめ問題に関するアンケート ・いじめ根絶運動標語募集 ・真穴地区人権教育研修会
	11 月	・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・意識調査(家庭で気になることアンケート) ・生徒指導事例研修(職員会) ・真穴っ子集会	・お手伝い月間 ・児童・生徒をまもり育てる日
	12 月	・生徒指導事例研修「3学期の取組」(職員会) ・保護者との個人懇談	・冬休み夜間補導
三 学 期	1 月	・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・生徒指導事例研修・意識調査の考察(職員会)	・冬休み夜間補導
	2 月	・生徒指導事例研修(職員会) ・真穴っ子育成会(真穴小学校運営協議会) ・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・真穴っ子集会	・真穴地区人権教育協議会 ・民生児童委員連絡会 ・ふれあい推進委員会
	3 月	・教育相談(ジブンミカタプログラム活用) ・生徒指導事例研修(職員会)	・公民館運営審議会(情報交換)

3 一人一人が活躍できる授業づくり

- 分かる・できる授業づくりに努める。
- 児童の主体的な学習活動の場と協同的な学びの場を設定するとともに、楽しみながら学びを広げ深めることで論理的思考力を高める。
- 不合理なことを不合理と言える態度の育成と雰囲気の醸成に努める。

4 仲間（集団）づくり

- 教職員と児童、児童相互の豊かな人間関係づくりに努める。
- 気持ちの表現の仕方を考えさせる活動を継続的に行ったり、お互いの良さを認め合う活動を行ったりする。
- 「ありがとうの木（39の木）」の取組による温かい人間関係づくりなど、児童会主体の活動を充実させる。
- 学級遊びや全校遊びを行い、仲間意識を高め集団活動の楽しさを味わわせる。その上で、正義感や公正さを重んじる心、他の人と協調して人権を尊重する心などを育むとともに、自分の大切さや他の人の大切さを認めながら、戒め合い支え合う仲間意識を高めていく。
- 適宜いじめ問題について全校で話し合う機会を持ち、いじめや差別を許さない集団づくりを徹底する。

5 校内研修・職員会議

- 校内研修において、いじめの問題に関する校内研修を学期に一回行う。また、いじめ防止対策推進法についての研修を行う。
- 情報モラル等、教職員が最新の情報を正確に理解し、児童に効果的な指導が行えるようにする。
- 職員会議では、毎回、生徒指導、人権・同和教育の情報交換等を必ず設定し、児童の様子の共通理解を図る。

6 評価

- いじめ問題への取組について定期的に自己評価を行い、改善に努める。
- 真穴っ子育て会で学校の取組・成果・課題を説明し、助言・評価をいただく。
- 学校評価の中に「確かな学力」「思いやりの心」「生徒指導の徹底と健全育成」「一人一人を大切にした人権・同和教育」「特別支援教育の充実」という項目を設定し、教職員・保護者・児童の三者による評価を行う。そして、考察、改善策の実践、評価のPDCAサイクルを確立する。

7 その他

- 「やわたはま 元気ノート」、「ジブンミカタプログラム」の定期的・継続的な活用を図るとともに、「いじめ相談ダイヤル24」などの相談窓口などを周知徹底する。

IV 早期発見

I 日常的な取組

- 日記指導等、定期的に個別のやり取りを行うことで、学級担任と児童の心を通い合わせるとともに、相談しやすい体制づくりを行う。
- 計画帳等を利用し、保護者と児童の様子の情報交換をする。
- 休み時間には、全教職員が可能な限り児童と関わることで、児童の様子を見るとともに、わ

ずかな変化を見過ごさないようにする。

- 職員朝礼や職員会議で児童の様子を話し合う場を設け、全教職員の共通理解を図る。
- 指導等の記録の累積を行う。

2 発見のチェックポイント

(1) 登校時・朝の会

- 集団登校できない。していても表情が暗い。
- 元気がなく、挨拶や返事も弱い。
- 体調不良など、はっきりした理由がない欠席が目立つ。
- 遅刻や早退が目立つようになったり、休み明けに遅刻、欠席が多くなったりする。

(2) 授業時間

- グループ活動で孤立していたり、面倒なことを繰り返しさせられていたりする。
- 服装が乱れていたり、忘れ物が多くなったりする。
- 持ち物が机の周りに散乱している。
- 机やイスが破損していたり、机をまわりから離されたりしている。
- 発表が極端に減ってきたり、発表しても笑われたりする。
- 押しつけられるように代表者になる。
- 学習成績が急激に下がる。

(3) 休憩時間

- いつも一人でいる。
- 今まで仲のよかったグループと離れている。
- 保健室や他学年（低学年）の教室に一人だけで出入りすることが多くなる。
- 服装等が汚れたり乱れたりする。
- ふざけて遊んでいるように見えても、いつもやられ役である。
- 後片付けをいつもさせられる。
- 掲示作品等に中傷や落書き、押しピンを刺したあとがあったりする。

(4) 給食時間

- みんなが嫌なメニューの時に山盛りに盛りつけられている。
- グループで会食する場合、その子供の机だけが離されている。
- 元気がなく食欲がない。

(5) 清掃時間

- みんなのいやがる仕事や場所が、いつも特定の子供に割り当てられる。
- 後片付けを一人だけでしていることがよくある。
- 清掃後、特定の子供の机だけが取り残されている。
- 清掃後、不自然にひどく服が汚れていたりぬれていたりする。

(6) 終わりの会・放課後・下校時

- 何かが起こると、特定の子供のせいにされる。
- 終わりの会が終わっても、いつも教室に残っている。
- いっしょに帰る人がいるのに、いつも一人だけ列から離れていたり、置いていかれたりしている。
- 下校時、いつもかばん等を持たされる。

3 教育相談活動

- 毎月の教育相談週間や、学級担任が担任児童一人一人と話したり、学級担任以外の教職員に相談したりすることができる機会を設定し、積極的なチャンス相談の活用で、児童に安心感を持たせるとともに、問題の早期発見・解決を図る。
- 教育相談が児童の心の声を聞く機会としてしっかりと機能するよう、教師側からの働きかけ、聞き取りの文言など、研修を行う。

4 アンケートや調査

- 「なかまづくりアンケート」を学期に1回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの学校づくりを目指す。
- 定期的に学校評価（児童アンケート）を行うことで、児童の意識の把握に努める。
- 定期的に「やわたはま 元気ノート」や「ジブンミカタプログラム」を活用し、児童の悩み等の早期発見、早期対応につなげる。

5 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

- 学校だよりに児童の様子・教育活動の様子を掲載し、いじめ防止への取組の様子や児童の現状を家庭や地域に発信する。
- PTA役員会と協力し、「愛護班活動」「親子奉仕活動」等、児童健全育成の活動を行う。
- 真穴保育所、八幡浜中学校と情報交換したり、合同行事を行ったりすることで、継続的・系統的な指導ができるようにする。
- 「真穴の子どもを育てる会」の活動に参加する。
- 公民館活動等地域を挙げての健全育成活動に協力する。
- 真穴いじめ対策基本方針をホームページに掲載するとともに、入学時や各年度の開始時に、児童、保護者、関係機関等に内容を説明する。

V いじめに対する措置

いじめ問題を発見したときは、学級担任だけでなく校長を中心に教職員が組織的に対応することで、適切な役割分担をして問題の解決に当たる。

1 被害児童のケア

- 本人や周辺からの聴き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。
- 個別指導を継続し、支援に努める。
- 休み時間等、教職員による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。

2 加害児童への指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨むが、言い分を受容的に聞きながら事実を確認する。
- いじめはまちがった行為であることを理解させ、反省させる。
- いじめられた子供の立場に立たせ、相手の気持ちを考えさせる。
- 保護者を交え、いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。

3 周囲の児童への対応

- 傍観することはいじめに加担することと同じであることを伝え、いじめられた児童の苦しみを理解させる。
- 周囲の雰囲気流されることなく、自らの意思で正しく行動することの大切さに気付かせる。
- 学級全体の問題として、認め合う学級集団づくり、「いじめを許さない」雰囲気づくりについて考えさせる。

4 ネット上のいじめへの対応

- 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤーなど、ネットにつながる機器に関する情報を教職員が把握するとともに、使用する際のモラルを日常的に指導する。また、ネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。
- 通信機器で起こる危険性とその対応の仕方、家庭でのルール作り等の啓発を十分に行う。
- 事案が発生した場合、事実確認をしっかりとするとともに、関係機関と早急に連絡を取り合い対処する。

5 障がいのある児童が関わるいじめについて

教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

6 関係機関等との連携

教育支援室や児童相談所、警察等の各関係諸機関と情報共有をする。

7 様々な災害等により、避難を余儀なくされている児童及び感染症等の疑いのある児童への偏見、差別について

様々な災害等により避難を余儀なくされている児童及び感染症等の疑いのある児童への偏見、差別については、1、2、3と同様に対応し、問題の解決にあたる。また、相手の立場に立って考え、判断する想像力、共感的に理解する力を育てる。

いじめが解消している状況とは、「3か月以上いじめに係る行為が止まっていること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を目安とするが、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味

重大事態とは、以下の疑いがあると認める場合をいう。

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- 相当の期間（年間30日、一定期間の連続欠席）学校を欠席することを余儀なくされている疑い

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、八幡浜市教育委員会の指導・助言のもと以下のような対応をとる。

学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。



調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。



聴取した内容をまとめ、支援方策を検討する。



いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。



調査結果を市教育委員会に報告する。



市教育委員会から市長に報告する。



調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

3 調査組織

市教育委員会が、調査組織委員を選任し体制を整える。客観的かつ専門的な立場から意見を述べていただくため、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等第三者の要請を求める。

付則 この基本方針は、令和8年4月1日より運用する。